

法定資本が必要となる投資分野

No	業種	法定資本の分野	法定資本	法律根拠	
1	商業銀行	国営商業銀行	3兆ドン	政 令 10/2011 /ND-CP	
		株式商業銀行	3兆ドン		
		合弁商業銀行	3兆ドン		
		外資100%商業銀行	3兆ドン		
		外国商業銀行の支店	1,500万米ドル		
		政策銀行	5兆ドン		
		投資銀行	3兆ドン		
		開発銀行	5兆ドン		
		協力銀行	3兆ドン		
2	人民信用基金 Peoples credit fund	中央人民信用基金	3兆ドン	不動産経営法 66/2014/ QH13	
		地方人民信用基金	1億ドン		
3	非銀行信用機関 Non-bank credit institutions	金融会社:	5,000億ドン		
		金融リース会社	1,500億ドン		
4	不動産業 (除く不動産サービス業)		200億ドン		
5	債権回収サービス Debt collection services		20億ドン		政令 104/2007 /ND-CP
6	警備サービス業 Management of security service		法定資本を問わないが、外資の警備サービス経営業者と合弁企業設立の場合には、外資側は100万米ドルの法定資本が必要。		政令 96/2016/ ND-CP
7	研修生の海外派遣サービス		50億ドン。その内、預り金額10億ドン。		政令 126/2007 /ND-CP
8	空港経営業	国際空港の経営	2,000億ドン		政令 102/201 5/ND- CP 資本の条件について、第37条に代わり第92/2016/ND-CP号の第17条になる。
		国内空港の経営	1,000億ドン		
9	航空サービス(空港経営業ではない場合)	乗客ターミナル運営サービス、駅運営のサービス、倉庫運営サービス、ガソリン提供サービス	資金300億ドン以上		
10	空運事業	国際空運サービス	・飛行機1~10台:7,000億ドン ・飛行機11~30台:1兆ドン		

			<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機 30 台以上:1 兆 3,000 億ドン 	政 令 30/2013/ ND-CP 資 本 の 条件につ いて、本 規 定 の 第 8 条に 代わり第 92/2016 /ND-CP 号の第 8 条 にな る。
		国内空運サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機 1～10 台:3,000 億ドン ・飛行機 11～30 台:6,000 億ドン ・飛行機 30 台以上:7,000 億ドン 	
		一般の空港事業 General aviation services(例: 飲食、広告など)	1,000 億ドン	
11	海上輸送	国際海運業	50 億ドン	政令 160/201 6/ND- CP
		内陸海運業	5 億ドン	
		中古海上船の輸入・解体		政令 114/201 4/ND- CP
12	国際観光サービス	ベトナムへの観光運営サービス	預り金額 2 億 5,000 万ドン	2018 年 1 月 1 日 から無効 になる政 令 180/201 3/ND- CPに代 わり、観 光運営 サービス について 規定する 2018 年 1 月 1 日 付政府 発行の 政令 168/2017 /ND-CP
		海外への観光運営サービス	預り金額 5 億ドン	
		ベトナムへの観光運営サービス及び海外への観光運営サービス	預り金額 5 億ドン	

13	人材紹介サービス		預り金額 3 億ドン	政令 52/2014/ ND-CP	
14	証券	証券仲介 Brokerage	250 億ドン	政 令 58/2012/ ND-CP 及び政令 151/201 8/ND-CP	
		ディーリング(自己売買) Self-trading	500 億ドン		
		証券発行保証 Underwriting	1,650 億ドン		
		証券投資及び金融コンサル ルティング Securities investment and financial consultancy	100 億ドン		
		資金運用ビジネス	250 億ドン		
15	金融関連事業 Gold business activity	ゴールドバー(金地金)の 売買	・一般企業:1,000 億ドン ・信用機関:3 兆ドン	政 令 24/2012/ ND-CP	
16	保険業	非生命保険	非生命保 険 及び健康 保険	3,000 億ドン	政令 73/2016 /ND-CP
			非生命保 険 及び健康 保険、空 港保険若 しくは衛 星保険	3,500 億ドン	
			非生命保 険 及び健康 保険、空 港保険、 衛星保険	4,000 億ドン	
		生命保険	生命保険 及び健康 保険	6,000 億ドン	
			生命保険 及び健康 保険、単 位連結保 険(unit- linked insurance)若しくは 年金保険	8,000 億ドン	
			生命保険 及び健康 保険、単	10,000 億ドン	

			位連結保険(unit-linked insurance)及びは年金保険		
		保険仲介	保険仲介若しくは再保険仲介	40億ドン	
			保険仲介及び再保険仲介	80億ドン	
		非生命保険を実施する外国企業の支店	非生命保険及び健康保険	2,000億ドン	政令 73/2016/ ND-CP
			非生命保険及び健康保険及び空港保険、若しくは衛星保険	2,500億ドン	
			非生命保険及び健康保険及び空港保険、衛星保険	3,000億ドン	
		健康保険のみ実施する企業		3,000億ドン	
		非生命再保険、或いは健康再保険、或いは非生命再保険及び健康再保険を実施する企業		4,000億ドン	
		生命再保険、或いは生命再保険及び健康再保険を実施する企業		7,000億ドン	
		生命再保険、非生命再保険及び健康再保険を実施する企業		1兆1,000億ドン	
17	映画制作			2億ドン	
18	通信業	無線周波数帯を使用せずに、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者		一省、或いは中央レベル市において:50億ドン。総資本金:最低150億ドン,許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。	政令 25/2011/ ND-CP

			<ul style="list-style-type: none"> ・2～30省、或いは中央レベル市において:300億ドン。_総資本金:最低1,000億ドン,許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。 ・全国において:1,000億ドン。_総資本金:最低3,000億ドン,許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。 	
		無線周波数帯を使用し、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・1～30省、或いは中央レベル市において:1,000億ドン。_総資本金:最低3,000億ドン,許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。 ・全国において:3,000億ドン。_総資本金:許可書の取得日より3年間以内に調達金額1兆以上を実施する。許可書の取得日より15年以内調達金額3兆以上を実施する。 	
		地上モバイル通信ネットワークインフラを構える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・無線周波数チャンネルの使用:200億ドン。_総資本金:最低600億ドン以上,許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。 ・無線周波数帯の使用なし(仮想):3,000億ドン、_総資本金:許可書の取得日より3年間以内に調達金額1兆以上を実施する。許可書の取得日より15年以内以内に調達金額3兆以上を実施する。 ・無線周波数帯の使用:5,000億ドン_総資本金:許可書の取得日より3年間以内に調達金額2.5兆以上を実施する。また、許可書の取得日より15年以内以内に調達金額7.5兆以上を実施する。 	
		固定衛星通信ネットワークインフラ及び移動衛星通信ネットワークインフラの設置。	法定資本金:300億ドン。_総資本金:許可書の取得日より3年以内以内に調達金額1,000億ドン以上を実施する。	
19	郵便業		<ul style="list-style-type: none"> ・国内郵便サービスの場合:20億ドン ・国際郵便サービスの場合:50億ドン 	政令 47/2011/ ND-CP
20	独立監査法人(有限会社の場合)		2012年1月1日～2014年12月31日:30億ドン 2015年1月1日:50億ドン	政令 17/2012/ ND-CP

21	労働者派遣業	預り金額：20億ドン	政令 55/2013/ ND-CP
22	信用格付業	150億ドン	政令 88/2014/ ND-CP
23	①商品取引所	1,500億ドン(外国投資家は49%を超えない場合許可される)	政令 51/2018 /ND-CP
	②商品取引所の仲介業	50億ドン	
	③商品取引所の会員	750億ドン	
24	公共デジタル署名サービス	預り金額50億ドン	政令 130/201 8/ND-CP
25	病院	資本金：2,000万米ドル	
	総合診療所	資本金：200万米ドル	
	専門治療施設	資本金：20万米ドル	

外資系企業に対する出資比率の制限

事業内容	出資比率の制限
広告サービス(CPC 871、タバコの広告を除く)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。2009年1月1日から、合弁会社における外国側の出資比率の制限はなくなった。
農業、狩猟及び林業サービス(CPC 881)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国側の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
基本通信事業サービス	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
仮想プライベートネットワークサービス	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の70%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
付加価値サービス(Webコンテンツサービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。 ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。
映画製作(96112)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。

映画配給(96113)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
映画上映(96121)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
銀行及びその他金融業	商業銀行の株式で出資する場合、外国企業の出資比率はその商業銀行の定款資本金の30%を超えてはならない。
旅行代理及びツアー手配業(CPC 7471)	合弁会社の設立のみ可能である。合弁会社における外国側の出資比率は制限されていない。
娯楽サービス(演劇、サーカス、ライブショーを含む)(9619)	ベトナムにおいて本サービスの提供が可能なベトナム企業との合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
電子ゲームセンター(CPC 964)	合弁契約の形態若しくは合弁企業設立の形態のみである。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
海運サービス(CPC 7211, 7212)	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム国旗を掲揚する船隊の運営会社を設立する場合：サービスを提供する外国業者は外国側の出資率が合弁会社の法定資本の49%を超えない合弁会社の設立を認める。 国際海運業サービスを提供する会社設立の場合：外国の海運会社は100%外資企業の設立が可能である。
コンテナ積み下ろし及び船積みサービス(CPC 7411)	外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。
通関サービス	合弁会社における外国側の出資比率の制限は無し。
コンテナ倉庫サービス	外国企業の出資比率は無制限である。
国内水路運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
鉄道運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
道路運輸サービス	市場の需要に応じて、外国企業の出資比率が51%を超えない品物運送サービスを提供する合弁会社の設立が可能である。
倉庫業(CPC 742)、品物運送代理業(CPC 748)	外国企業の出資比率は無制限である。

*ベトナム国のWTO加盟は、2007年1月11日